(3)　入退院支援加算3に関する施設基準

イ　当該保険医療機関内に、入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること。

ロ　当該部門に新生児の集中治療、入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師が一名以上又は新生児の集中治療、入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有する専任の看護師並びに専従の社会福祉士が一名以上配置されていること。

(4)　地域連携診療計画加算の施設基準

イ　当該地域において、当該病院からの転院後又は退院後の治療等を担う複数の保険医療機関又は介護サービス事業所等を記載した地域連携診療計画をあらかじめ作成し、地方厚生局長等に届け出ていること。

ロ　地域連携診療計画において連携する保険医療機関又は介護サービス事業所等として定めた保険医療機関又は介護サービス事業所等との間で、定期的に、診療情報の共有、地域連携診療計画の評価等を行うための機会を設けていること。

(5)　入退院支援加算の注5に規定する厚生労働大臣が定める地域

別表第六の二に掲げる地域

(6)　入退院支援加算の注5に規定する施設基準

イ　一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1を除く。）を算定する病棟を有する病院（特定機能病院及び許可病床数が四百床以上の病院並びに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を有する病院を除く。）であること。

ロ　入退院支援を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(7)　入院時支援加算の施設基準

イ　入院前支援を行う者として、入退院支援及び地域連携業務を担う部門に、入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専任の看護師及び専任の社会福祉士が配置されていること。ただし、許可病床数が二百床未満の保険医療機関にあっては、本文の規定にかかわらず、入退院支援に関する十分な経験を有する専任の看護師が配置されていること。

ロ　地域連携を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(8)　入院時支援加算に規定する厚生労働大臣が定めるもの

イ　自宅等から入院する予定入院患者（他の保険医療機関から転院する患者を除く。）であること。

ロ　入退院支援加算を算定する患者であること。

三十五の七　認知症ケア加算の施設基準等

(1)　認知症ケア加算1の施設基準

当該保険医療機関において、認知症を有する患者のケアを行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　認知症ケア加算2の施設基準

当該保険医療機関において、認知症を有する患者のケアを行うにつき必要な体制が整備されていること。

(3)　認知症ケア加算の対象患者

認知症又は認知症の症状を有し、日常生活を送る上で介助が必要な状態である患者

三十五の八　精神疾患診療体制加算の施設基準

(1)　許可病床数が百床（別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては八十床）以上の病院であること。

(2)　救急医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

三十五の九　精神科急性期医師配置加算の施設基準

(1)　許可病床（精神病床を除く。）の数が百床（別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては八十床）以上の病院であること。

(2)　当該病棟において、常勤の医師は、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上配置されていること。

(3)　以下のいずれかに該当する精神病棟であること。

イ　次のいずれも満たしていること。

①　精神病棟入院基本料（十対一入院基本料又は十三対一入院基本料に限る。）又は特定機能病院入院基本料を算定する精神病棟（七対一入院基本料、十対一入院基本料又は十三対一入院基本料に限る。）であること。

②　精神障害者であって身体疾患を有する患者に対する急性期治療を行うにつき十分な体制を有する保険医療機関の精神病棟であること。

ロ　次のいずれも満たしていること。

①　精神科救急医療に係る実績を相当程度有する保険医療機関であること。

②　精神科急性期治療病棟入院料1を算定する精神病棟であること。

三十六　地域歯科診療支援病院入院加算の施設基準

(1)　地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に係る届出を行っていること。

(2)　当該地域において、歯科診療を担当する別の保険医療機関との連携体制が確保されていること。

第九　特定入院料の施設基準等

一　通則

(1)　病院であること。

(2)　看護又は看護補助は、当該保険医療機関の看護職員又は当該保険医療機関の主治医若しくは看護師の指示を受けた看護補助者が行うものであること。

(3)　入院基本料を算定していない保険医療機関（特別入院基本料等を算定している保険医療機関を含む。）において算定する特定入院料は、別表第十五のものに限ること。

(4)　厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準又は医師等の員数の基準のいずれにも該当していないこと。

二　救命救急入院料の施設基準

(1)　救命救急入院料の注1に規定する入院基本料の施設基準

イ　救命救急入院料1の施設基準

①　都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターを有している病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。

②　当該治療室内に重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。

③　当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

④　重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

⑤　当該治療室に入院している患者の特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度について継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。